

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例（平成26年3月25日京都市条例第163号）（保健福祉局障害保健福祉推進室）

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律（平成24年法律第51号）の施行により障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）の一部が改正されることに伴い、京都市消防団員等公務災害等補償条例ほか4条例について、障害者総合支援法を引用する条項を改める等の規定整備を行うこととしました。

この条例は、平成26年4月1日から施行することとしました。

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を公布する。

平成26年3月25日

京都市長 門川大 作

京都市条例第143号

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(京都市消防団員等公務災害等補償条例等の一部改正)

第1条 次に掲げる条例の規定中「第5条第12項」を「第5条第11項」に改める。

- (1) 京都市消防団員等公務災害等補償条例第9条の2第1項第2号
- (2) 京都市非常勤職員公務災害等補償条例第10条の2第2号
- (3) 京都市重度心身障害者医療費支給条例別表第3号

(京都市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の施行に関する条例の一部改正)

第2条 京都市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の施行に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条中「京都市障害程度区分判定等審査会」を「京都市障害支援区分判定等審査会」に改める。

(京都市障害福祉サービス事業所及び障害者支援施設条例の一部改正)

第3条 京都市障害福祉サービス事業所及び障害者支援施設条例の一部を次のように改正する。

第1条第1項中「第5条第12項」を「第5条第11項」に改め、同条第3項中「第5条第11項」を「第5条第10項」に改める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(保健福祉局障害保健福祉推進室)